

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本市では、小林市行政情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 資格管理 ① 国民健康保険の資格取得・喪失に関する事務 ② 資格情報のお知らせ、資格確認書、高齢受給者証に関する事務 ③ 被保険者の氏名・世帯・世帯主の変更に関する事務 ④ 修学中の者、病院や障害者支援施設等に入院(入居または入所)中の者に係る手続きに関する事務 ⑤ 基準収入額適用申請に関する事務 ⑥ 特別な事情の届け出に関する事務 ⑦ 県単位での資格継続事務に関する事務 2 保険給付 ① 療養費・特別療養費・保険外併用療養費の給付に関する事務 ② 移送費の給付に関する事務 ③ 一部負担金の減免に関する事務 ④ 特別療養費証明書に関する事務 ⑤ 入院時食事療養費標準負担額差額及び入院時生活療養費標準負担額差額の支給に関する事務 ⑥ 他の法令による医療に関する給付との調整(資格外受診)に関する事務 ⑦ 高額療養費・高額介護合算療養費の給付に関する事務 ⑧ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額認定証に関する事務 ⑨ 特定疾病療養受療証に関する事務 ⑩ 原爆一般疾病医療費の給付に関する事務 ⑪ 出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金等の給付に関する事務 ⑫ 第三者行為による被害届の受理に関する事務 ⑬ 入院時食事療養費標準負担額認定証及び入院時生活療養費標準負担額認定証に関する事務 ⑭ 県単位での高額該当回数の引継に関する事務 3 賦課徴収 ① 国民健康保険税の賦課に関する事務 ② 国民健康保険税の減免・課税の特例に関する事務 ③ 国民健康保険税の特別徴収に関する事務 ④ 国民健康保険税の納付猶予に関する事務 4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、宮崎県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、国民健康保険給付システム、収納管理システム、高額療養費システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・給付システム、住民記録システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者台帳管理情報ファイル ②賦課管理情報ファイル ③給付管理情報ファイル ④収納管理情報ファイル ⑤高額療養費管理情報ファイル ⑥滞納整理管理情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の24, 44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項, 第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈国民健康保険に関する事務〉 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 48, 69, 70, 71の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項, 第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 ほけん課
②所属長の役職名	ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 ほけん課 小林市細野300番地 0984-23-0116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住民登録外者のマイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の関係システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことのできる端末、職員、参照範囲が必要最低限になるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、システム操作手順等について、課内教育等により指導徹底している。 USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるように制御している。 上記の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-1-② 事務の概要	1 資格管理 ①～⑥【略】	1 資格管理 ①～⑥【略】 ⑦県単位での資格継続業務に関する事務	事前	
平成29年2月28日	I-1-② 事務の概要	2 保険給付 ①～④【略】 ⑤ 入院時食事療養費標準負担額差額の支給に関する事務 ⑥～⑫【略】	2 保険給付 ①～④【略】 ⑤ 入院時食事療養費標準負担額差額及び入院時生活療養費標準負担額差額の支給に関する事務 ⑥～⑫【略】 ⑬ 入院時食事療養費標準負担額認定証及び入院時生活療養費標準負担額認定証に関する事務 ⑭ 県単位での高額該当回数の引継に関する事務	事前	
平成29年2月28日	I-1-② 事務の概要	3 賦課徴収 ①～④【略】 ⑤ 国保補助金等の算定に関する事務	3 賦課徴収 ①～④【略】 【削除】	事前	
平成29年2月28日	I-1-③ システムの名称	【略】	【略】 、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年2月28日	I-3 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一第16条・第30項 2 【略】	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一第16項・第30項 2 【略】	事後	
平成29年2月28日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項。	1 番号法第19条第7号及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項	事後	
平成29年2月28日	I-4-② 法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号) ① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条。	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号) ① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2	事後	
平成29年2月28日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年2月28日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年2月28日	III 判断結果	基礎項目評価および重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月24日	I-5-②	ほけん課長 竹内 龍一郎	ほけん課長	事後	
令和1年6月24日	II-1	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和6年3月1日	I-1-② 事務の概要	1 資格管理 ①～⑦【略】 2 保険給付 ①～⑭【略】 3 賦課徴収 ①～④【略】	1 資格管理 ①～⑦【略】 2 保険給付 ①～⑭【略】 3 賦課徴収 ①～④【略】 4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)	事後	
令和6年3月1日	I-3 法令上の根拠	1 【略】 2 【略】	1 【略】 2 【略】 3 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号) ① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ② 情報照会の根拠 第20条、第25条、第26条	1 番号法第19条第8号及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号) ① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ② 情報照会の根拠 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和6年3月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和6年3月1日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な利用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和6年3月1日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和6年3月1日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和6年3月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和6年3月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和7年2月5日	I-1-② 事務の概要	1 資格管理 ① 【略】 ② 被保険者証、高齢受給者証、資格証明書に関する事務 ③～⑦ 【略】 2 保険給付 ①～⑦ 【略】 ⑧ 限度額適用認定書及び限度額適用・標準負担額認定証に関する事務 ⑨ 特定疾病療養に関する事務 ⑩～⑭ 【略】	地方税法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 資格管理 ① 【略】 ② 資格情報のお知らせ、資格確認書、高齢受給者証に関する事務 ③～⑦ 【略】 2 保険給付 ①～⑦ 【略】 ⑧ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額認定証に関する事務 ⑨ 特定疾病療養受領証に関する事務 ⑩～⑭ 【略】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月5日	I－1－② 事務の概要	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和7年2月5日	I－3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一第16項・第30項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府/総務省/令第5号）第16条・第24条 3 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第113条の3第1項及び第2項	・番号利用法第9条第1項別表の24、44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和7年2月5日	I－4－② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号） ① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ② 情報照会の根拠 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務) 1 番号法附則第6条第4項 2 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	〈国民健康保険に関する事務〉 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 48、69、70、71の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和7年2月5日	I－9. 規則第9条第2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II－1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	II－2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	IV－8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	